

令和4年度

第1回岡山県地区防災計画等作成推進協議会

参考資料

令和4年4月20日

岡山県地区防災計画等作成推進協議会事務局

- 岡山県地区防災計画等作成推進協議会関係 3～8ページ
- 地区防災計画関係 9～14ページ
- 個別避難計画関係 15～29ページ
- 参考資料 30～43ページ

◆趣旨

平成30年7月豪雨災害における、**災害対策本部の初動対応をはじめとする岡山県のこれまでの対策を検証し**、被災世帯を対象とした本格的な住民意識調査を通じて把握した避難の実態等も踏まえながら、将来発生しうる風水害や土砂災害、南海トラフ沿いの地震・津波等の大規模災害に備え、二度と同じことが繰り返されないよう、住民の避難対策や県の防災体制の強化などについて検討し、**今後実施すべき取組を提言として取りまとめたもの**



検証委員会河田委員長による報告書提出

◆今後の対応に向けた提言

1 県災害対策本部の機能充実

2 市町村との連携強化

3 河川管理等の取組強化

4 自助・共助の取組促進

【対策1】 県の初動体制と 市町村支援の強化

- ・ 部局間連携強化に向けた、総合統制グループの設置
- ・ 県民局から市町村へ派遣するリエゾン（情報連絡員）を通じた情報収集の強化
- ・ 市町村と連携した実践的な防災訓練の実施 など

【対策2】 河川管理等の 取組強化

- ・ 重要水防箇所やため池の総点検
- ・ 河川の巡視体制の強化
- ・ 水系ごとの構成機関と連携した取組の推進
- ・ 河川維持管理の取組強化 など

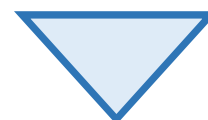
【対策3】 地域防災力の強化

- ・ 防災のまちづくりや自主防災活動の充実・強化
- ・ 地域防災リーダー育成研修の充実
- ・ **地区防災計画等の作成に向けた市町村の取組支援**
- ・ 平成30年7月豪雨災害記録誌の作成 など

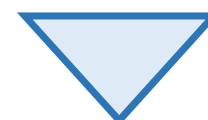
平成30年7月豪雨で、**高齢者など要支援者の多くが亡くなられた。**



大規模災害では、**共助の取組が不可欠であり、地区防災計画や個別避難計画の策定が必要**



本県はこれらの計画の策定が低調であり、取組を活性化させるため、**県が主導する必要**



県が主導し、地区防災計画や個別避難計画作成の機運を全県的に波及させるための**協議会設置を県内全市町村に呼びかけ**、賛同が得られた。

岡山県地区防災計画等作成推進協議会

構成メンバー 岡山県・県内27市町村

事務局

岡山県危機管理課

<部会の動き>

- ①部会へ協議会アドバイザーを派遣
- ②計画作成に向けた議論
- ③実績報告

<協議会の動き>

- ①連携（報告会等の開催・意見交換）
- ②情報共有・事例を横展開

<各地区部会>

令和元年度

津山市城西地区、備前市片上地区、和気町田ヶ原地区

令和2年度

高梁市有漢地区、勝央町畑屋地区、美咲町塚角地区

令和3年度

笠岡市金浦地区、和気町宮田地区、矢掛町美川地区

※下線が個別避難計画の作成に取り組む

[防 災]



◆香川大学 四国危機管理教育・
研究・地域連携推進機構
地域強靱化研究センター
特命准教授 磯打 千雅子 氏



◆日本防災士会岡山県支部
運営幹事 神田 敬三 氏
(岡山県支部 前支部長)



◆城西まちづくり協議会 (津山市)
事務局長 佐々木 裕子 氏

[福 祉]



◆駒澤大学
文学部社会学科 社会福祉学専攻
教 授 川上 富雄 氏
(公益社団法人岡山県社会福祉士会理事)



◆ノートルダム清心女子大学
人間生活学部人間生活学科
准教授 中井 俊雄 氏
(公益社団法人岡山県社会福祉士会理事)

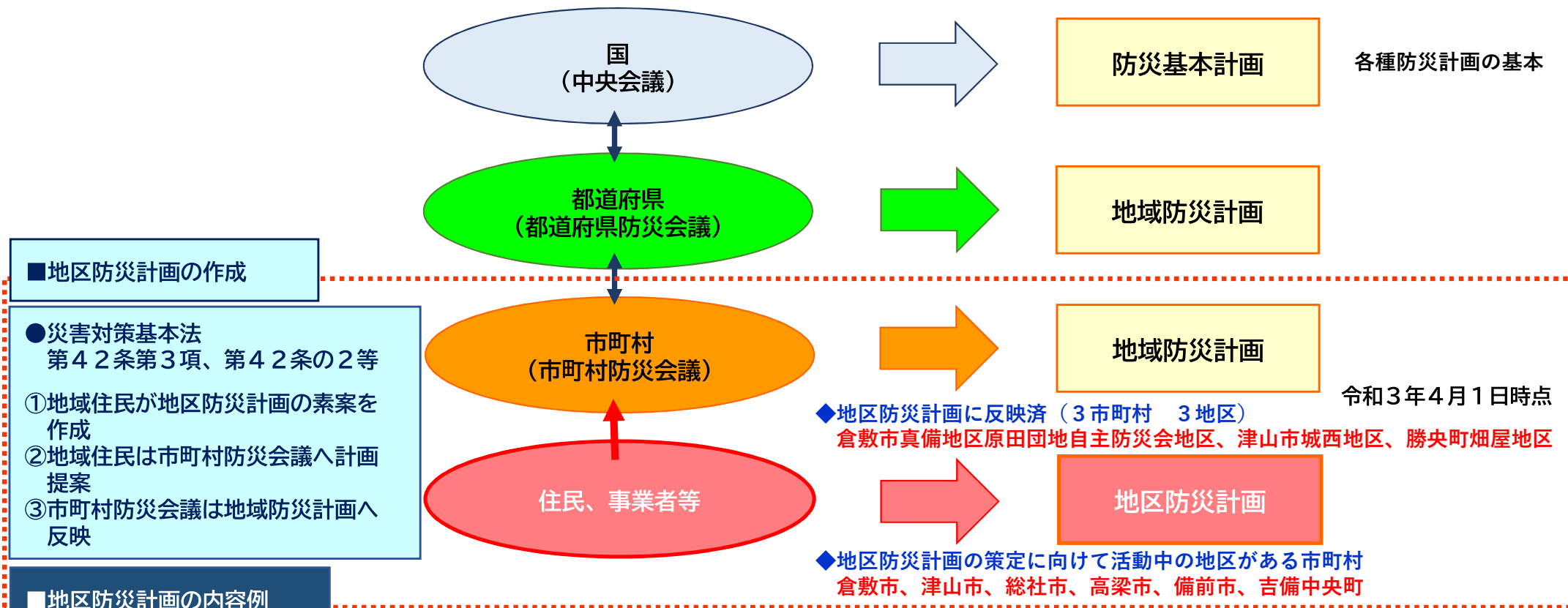
令和4年度岡山県地区防災計画等作成モデル事業

○モデル地区概要

市町村	地域	作成主体	人口	世帯数	作成計画	ハザード
倉敷市 (水島)	五福地区	五福学区防災協議会	4,211人	2,441世帯	地区防災計画	浸水想定区域（洪水・津波） 土砂災害警戒区域（急傾斜） 南海トラフ巨大地震 最大震度6弱想定
玉野市 (八浜)	広木地区	広木地区自治会自主 防災会（仮称）	338人	103世帯	地区防災計画	浸水想定区域（津波） 土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜） 南海トラフ巨大地震 最大震度6弱想定
里庄町 (里見)	殿迫地区	殿迫分館自主防災会	565人	229世帯	個別避難計画	浸水想定区域（洪水） 南海トラフ巨大地震 最大震度6弱想定

地区防災計画制度（概要）

- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正
地区防災計画制度が創設され、平成26年4月から運用開始
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度



■地区防災計画の作成

- 災害対策基本法 第42条第3項、第42条の2等
- ①地域住民が地区防災計画の素案を作成
- ②地域住民は市町村防災会議へ計画提案
- ③市町村防災会議は地域防災計画へ反映

■地区防災計画の内容例

①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、避難訓練の連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ・要配慮者の保護など、地域で大切なこと等を整理 ・食料等の備蓄 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・共有・伝達 ・避難判断、避難行動等 ・住民の所在、安否確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・率先避難、避難誘導、避難支援 ・物資の仕分け、炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 など

1 地区防災計画とは

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画

2 制度創設の背景

東日本大震災（平成23年）では、地震・津波により市町村の行政機能が麻痺

→ 東日本大震災を契機とする災害対策基本法の改正により制度創設

震災では、地域住民による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たした。震災経験を踏まえ、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっている。

3 計画の特徴

（1）地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

- ・ 地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画
- ・ 地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画

→ 市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案できる（計画提案制度）

3 計画の特徴

（2）地区の特性に応じた計画

- ・地区防災計画はあらゆる地区を対象としており、**各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができる**ように設計されている。
- ・このため、①計画作成の主体、②防災活動の主体、③活動の対象となる地域コミュニティの範囲、④計画の内容等は、**地区の特性に応じて自由に決めることができる**。

4 地区の特性と想定される災害

計画の項目については、「防災訓練」「物資及び資材の備蓄」「地区居住者等の相互の支援」が例示されているが、**過去の災害事例を踏まえ、想定される計画について検討を行い、活動主体の目的やレベルに合わせ、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要**。

5 継続的に地域防災力を向上させる計画

計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないよう評価・見直しを行い、継続することが重要。

■土砂災害に備えた住民による避難行動の事前準備

（愛媛県松山市高浜地区）

- 県から土砂災害警戒区域が公表されたことを受けて、**住民たちは自主防災マップを見直し、土砂災害用の新たな避難場所を決めるとともに、災害が差し迫ったときは自主的な見回りを行うこととした。**
- 地区で避難について議論し、行動を整理していたことから平成30年7月豪雨の際は、見回りが実施され、行政の指示を待たず避難できた。

■住民同士で声を掛け合い、早期避難

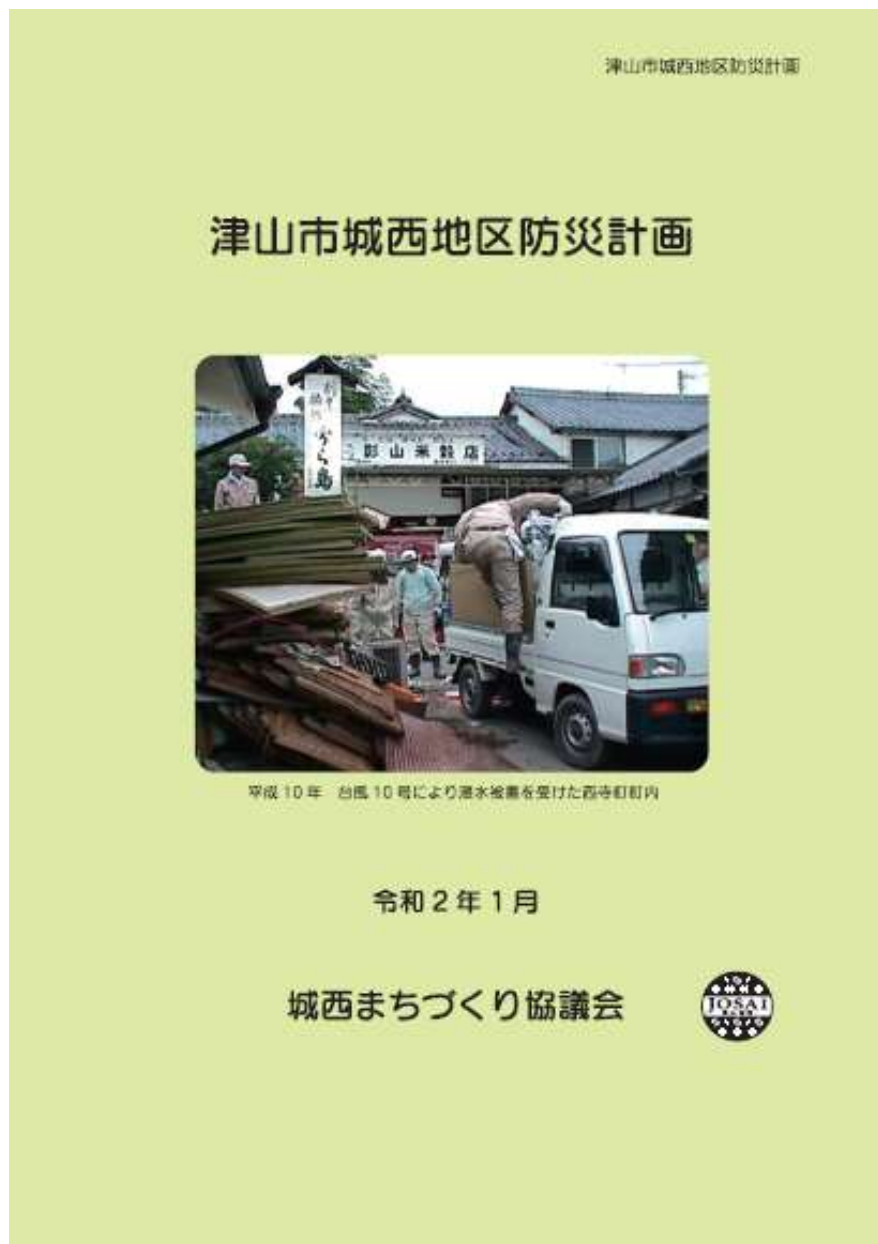
（長野県長野市長沼地区）

- 長沼地区は、過去にたびたび水害に見舞われており、住民が主体となり防災訓練や防災マップづくり、地区防災計画づくりに取り組んでいた。
- 令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり、高齢者の避難を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪問により、避難の呼びかけを徹底した。
- 長沼地区津野では、足腰の弱い高齢者ごとに担当を決めて誘導する仕組みが生きて、避難行動要支援者を避難させることができた。



出典：地区防災計画の素案作成支援ガイド（内閣府）

地区防災計画（津山市城西地区）



(表紙)

津山市城西地区防災計画

目次

1. 城西地区防災計画の基本方針	-----
2. 計画策定対象地区と避難所および策定主体	-----
3. 地区の特性と予想される災害	-----
4. 各町内会の特徴・強み・弱み	-----
5. 城西支部自主防災防犯協議会 組織図	-----
6. 城西支部自主防災防犯協議会 緊急連絡網	-----
7. 災害対策配備フロー（タイムライン）	-----
8. 避難所運営マニュアル	-----
9. 津山市および城西地区の防災体制	-----
10. 城西支部自主防災防犯協議会 規約	-----

◆別添

資料編（様式集）

1. 備蓄している防災用品
2. 町内別受付簿
3. 避難所入所者カード
4. 西小学校全体図
5. 西小学校教室配置図
6. 避難所配置想定図
7. 城西見守り台帳

■参考資料

- *台風10号災害
【城西地区の記録 平成10年10月】
- *町内回覧チラシ（平成30年9月回覧）
「災害時に命を守る一人一人の防災対策」
- *津山市城西地区防災マップ

(目次)

■計画本体 目次

1. 基本方針
2. 対象地区と避難所及び策定主体
3. 地区の特性と予想される災害
4. 各町内会の特徴・強み・弱み
5. 協議会 組織図
6. 協議会 緊急連絡網
7. 災害対策配備フロー （タイムライン）
8. 避難所運営マニュアル
9. 津山市及び地区の防災体制
10. 協議会 規約

■資料編（様式集）

1. 備蓄防災用品
2. 町内別受付簿
3. 避難所入所者カード
4. 西小学校全体図
5. 西小学校教室配置図
6. 避難所配置想定図
7. 城西見守り台帳

地区防災計画（津山市城西地区）

津山市城西地区防災計画

7. 災害対策配備フロー（タイムライン）

主な災害等の状況	津山市災害警戒 (対策)本部の動き	城西支部自主防災防犯協議会 防災防犯本部の動き	地域住民及び各町内会の動き
<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき 水防団待機水位に達し、さらに上昇が認められるとき 	準備体制		<p>(警戒レベル2)</p> <p>大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）</p> <p>避難に備え避難場所や経路、避難のタイミングなどの再確認と、避難情報の取得手段の再確認などしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき 	初動配備	<p>情報連絡員（津山市職員）が城西公民館に来たら、公民館から本部長、副本部長に連絡し、各町内会長と防災防犯部員に連絡網で知らせる。</p>	<p>(警戒レベル3)</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始 (津山市が発令)</p> <p>高齢者等、避難に時間を要する人（要配慮者）やそのお世話をする人は、<u>地域で決めた避難所か、市の指定緊急避難場所などへ避難を開始してください。</u></p> <p>その他の人は避難のための準備をしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 水防警報（消防団出動）が発表されたとき 局地的豪雨、豪雪、火災、爆発、その他大規模な事故が発生したとき 震度4または5弱の地震が発生したとき 	警戒体制 (1号配備)		<p>(警戒レベル4)</p> <p>避難勧告・避難指示（緊急） (津山市が発令)</p> <p>速やかに避難の行動を取ってください。</p> <p>災害が発生する恐れが極めて高い状態等で避難が難しいと判断した場合は、近隣の安全な場所や、建物内のより安全な部屋へ移動するなどしてください。</p>

★特徴

警戒レベルごとに住民目線による地区の動きや対応を示した災害対策フロー（タイムライン）や住民主体の避難所運営マニュアルが盛り込まれている。

個別避難計画（概要）

1 概要

- ・個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- ・これまでは「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）」において、「個別避難計画の策定を進めることが適切」として作成を促してきたが、近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害集中を受けて、昨年5月に災害対策基本法を改正し、市町村の努力義務として位置付け、取組をさらに促すこととした。

<岡山県内における市町村の作成状況>

（令和2年10月1日現在）

	全部作成済	一部作成済	未作成	計
岡山県（市町村数）	2 浅口市、久米南町	15 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、新見市、真庭市、美作市、和気町、里庄町、鏡野町、美咲町、吉備中央町	10 高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、早島町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村	27
岡山県（%）	7.4%	55.6%	37.0%	100%
全国（%）	9.7%	56.9%	33.4%	100%

2 対象者

- ・ 高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者

○災害対策基本法

第8条第2項第15号

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者

第49条の10第1項

避難行動要支援者：上記のとおり

避難行動要支援者の範囲は、各市町村が地域防災計画において定めるとされている。

3 計画作成

- ・ 市町村が作成に努めるものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

○災害対策基本法

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

※地域における被害想定や本人の心身状況等を踏まえ、優先度の高い者から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画を作成する経費については普通交付税で措置

4 記載内容

- ・氏名、住所等のほか、次のような情報を記載する。
 - ①避難支援等を実施する者
 - ②避難先
 - ③避難時に配慮しなくてはならない事項
（例：立つことや歩行ができない、音が聞こえない（聞き取りにくい）、物が見えない（見えにくい）、言葉や文字の理解が難しい、顔見ても知人や家族とわからない、医療機器等の装着をしている）
 - ④自宅で想定されるハザードの状況、常備薬の有無
 - ⑤避難支援時の留意事項（例：避難所までの時間、避難経路、危険箇所等）

5 情報提供

- ・適切な避難支援等が行えるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供
- ・平時は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

個別避難計画（概要）

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）

課題と背景

対応の方向性

避難行動要支援者名簿関係

- 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、裏に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

個別計画関係

- 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。

※過去の災害における高齢者の死者の割合

・令和2年7月豪雨	約79%	※65歳以上
（うち熊本県）	約85%	
・令和元年台風第19号	約65%	※65歳以上
・平成30年7月豪雨	約70%	※支庁別、岡山県、広島県の死者のうち、年代別
（うち津村町避難者の避難期間）	約80%	※70歳以上

- 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。

- 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日頃の支援者及び地域住民と連携して策定。

- 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。

- 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

福祉避難所等関係

- 早業から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。
- また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。

- 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。

- 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。

- 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

地区防災計画関係

- 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。

- 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。

- 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。

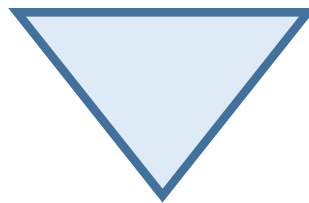
- 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

○近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害集中

- ・ 東日本震災の教訓を踏まえ、**平成25年に災害対策基本法を改正**
→ **避難行動要支援者名簿（※）の作成を市町村に義務化**

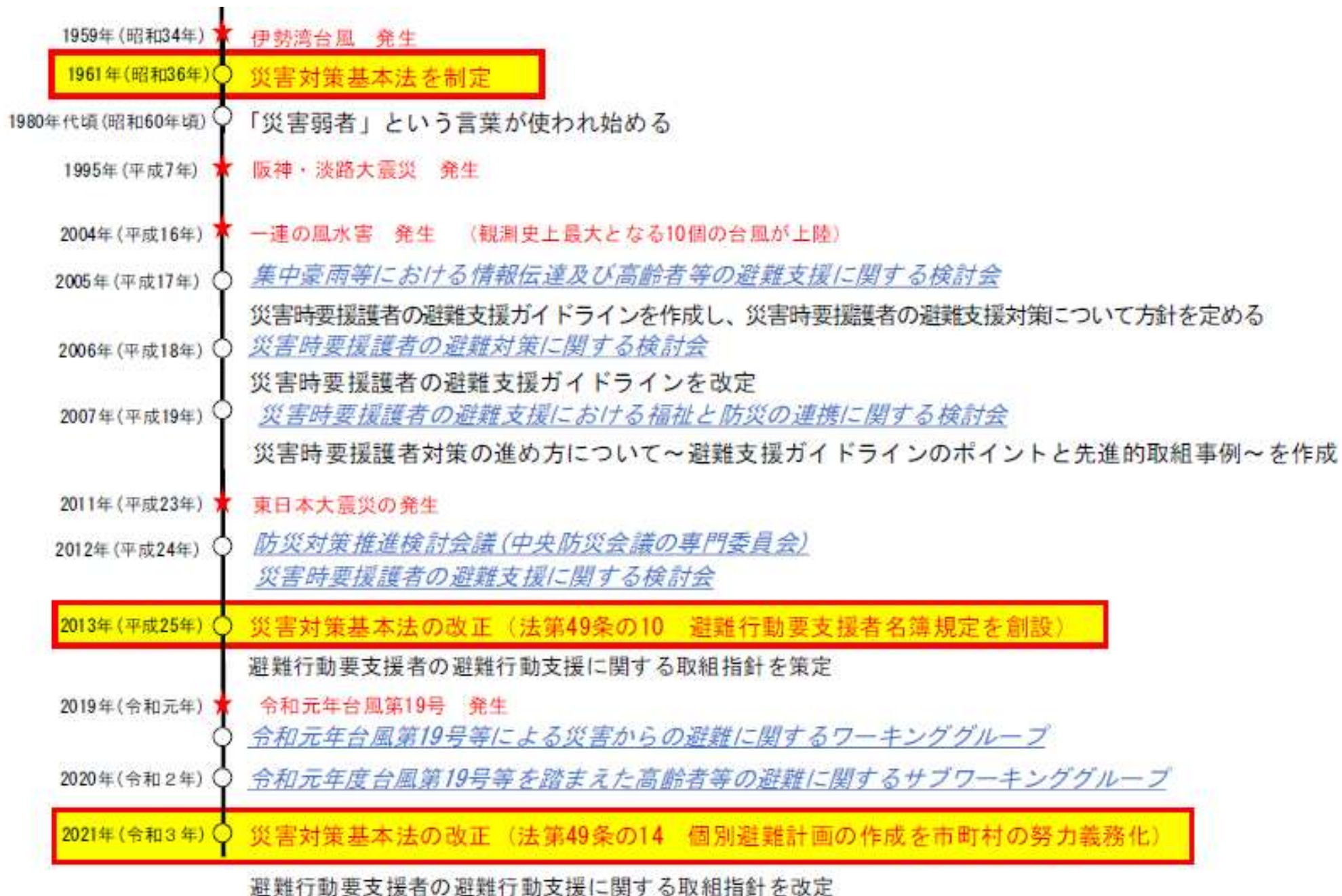
○災害対策基本法第49条の10第2項
避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿
名簿には、氏名、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由等を記載

- ・ 避難行動要支援者名簿の策定率 令和2年10月1日現在
→ **99.2%**（市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査（消防庁））



- ・ **依然として高齢者等に被害集中**
→ 令和元年台風第19号：65%（55/84人・65歳以上の死者数の割合）
令和2年7月豪雨：79%（63/80人）

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

○ 計画作成の優先度を以下の3つのポイントで判断する

① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

- ・ 河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況や実情に応じて設定
- ・ 海岸等：津波災害特別警戒区域など
- ・ 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等

② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

- ・ 重度の要介護や障害のある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者

③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

- ・ 避難支援者がそばにいない

■ 市町村支援による計画作成

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

対応の流れ
（一例）

- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
 - ・ 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい
- 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
- 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等
- 【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
 - ・ 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
 - ・ 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
 - ・ 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
 - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

■ 本人・地域記入による計画作成

作成の優先度が相対的に高くないと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画作成

対応の流れ
（一例）

- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
- 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
- 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】 本人・地域による個別避難計画の作成
 - ・ 地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される
- 【Step6】 作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認
- 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
 - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

優先度を踏まえた個別避難計画の策定

■ 計画作成の対象者

1 作成の優先度の高い対象者

○ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ、

○介護を要する方など、

まずは、現時点で市町村が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者

- ・上記については、おおむね5年程度で作成（※2）
- ・優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級、2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者など、市町村が優先度の高いと判断する
- ・計画作成には福祉専門職の参画も想定。作成経費については、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人当たり7千円程度を要すると想定
(財源については地方交付税措置)

2 本人・地域が作成する計画も並行して取り組む

優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体で計画作成がなされるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、以下の取組を並行して進めることが適当である。

- ①市町村が優先的に支援する計画づくり
- ②本人やその家族、地域で防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくり

優先度を踏まえた個別避難計画の策定

- 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
 - ・ 地域におけるハザードの状況（※）
 - ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
 - ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。

※洪水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等

イメージ

- 居住地の災害リスクが低い
- 心身の状況、情報取得・判断等への支援の必要性が低い
- 家族と同居、地域コミュニティとつながりがある

市区町村あるいは地域や関係団体において作成した様式に基づき、避難行動要支援者が家族や地域の自主防災組織等の協力を得て必要事項を記入し、市区町村に提出
【本人・地域記入の個別計画】※

段階的に取り組む

- 居住地の災害リスクが高い
- 心身の状況、情報取得・判断等への支援の必要性が高い
- 独居、社会的孤立等の状況にある

優先度：高

市区町村が主体となる策定体制の中で、優先的に個別計画を策定する
【市区町村支援による個別計画】

※本人の状況によっては、本人の家族や自主防災組織等が記入する場合も含まれる。

自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
避難行動要支援者名簿

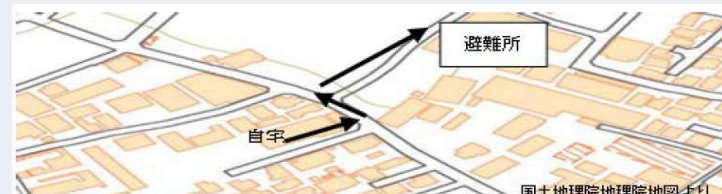
個別避難計画の様式・記入例（内閣府）

(表)

氏名	ボウサイ タロウ
※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入	防災 太郎
生年月日	昭和△年△月△日 年 齢△歳
住所又は居所	東京都□□区□□△-△
性別	男 女 電話番号03-△-△
携帯番号	090-△-△ FAX番号なし
メールアドレス	◇◇@◇.jp
同居家族等	なし
避難場所	称□区立□小学校 所東京都□□区□□△-△
緊急連絡先①	フリガナ ボウサイ ハナコ 氏名(団体名) 防災 花子 住所 所東京都□□区□□△-△ 電話番号1: 03-△-△ 電話番号2: 連絡先 メールアドレス: なし その他: 不在時は携帯へ 090-△-△
	フリガナ ナボウサイ イチロウ 氏名(団体名) 防災 一郎 住所 所千葉県□□市□□△-△ 電話番号1: 047-△-△ 電話番号2: 連絡先 メールアドレス: なし その他: 不在時は携帯へ 090-△-△
	フリガナ ナチク タロウ 氏名(団体名及び代表者) び地区 太郎 住所 所東京都□□区□□△-△ 電話番号1: 080-△-△ 電話番号2: 連絡先 メールアドレス: ◇@◇ その他:
避難支援実施者情報	フリガナ ナケンコウ サクラコ 氏名(団体名及び代表者) び健康 桜子 住所 所東京都□□区□□△-△ 電話番号1: 090-△-△ 電話番号2: 連絡先 メールアドレス: その他:

(裏)

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑)
	<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分: 要介護3】
	<input type="checkbox"/> 手帳所持【障害名: 等級: 】
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている
	<input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)
	<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分からない	
<input type="checkbox"/> その他	
特記事項	・車椅子での生活(自操可) ・自宅マンション1階、想定最大規模が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである(□□川の洪水) ・常備薬は□□に保管。かかりつけ医は□□、主治医○○先生 ・左耳が聞き取りにくい ・電話を使うことができる ・常備薬の有無 ・寝室はトイレの横の部屋
	避難支援時の留意事項 ・□□区水害ハザードマップ △ページ参照 ・避難所は自宅より徒歩5分程度 ・避難所(□□中学校)の前の道には段差があり注意が必要 ・避難所(□□中学校)にはEVあり ・避難経路 自宅 → ○○信号を左折 → ○○交差点を右折 → 直進 → □中学校正門



避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載等事項

●・・・必須事項

項目	要支援者 名簿	個別避難計画		備考
		要支援者	避難支援等 実施者	
氏名（又は名称）	●	●	●	
生年月日	●	●	—	
性別	●	●	—	
住所（又は居所）	●	●	●	
電話番号その他の連絡先	●	●	●	
避難支援等を必要とする事由	●	●	—	
避難施設その他避難場所	—	●	—	
避難路その他避難経路	—	●	—	
市町村長が必要と認める事項	—	※	—	

※記載必須事項

[市町村長が必要と認める事項例]

- ・ 自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な合理的な配慮の内容について特記事項や留意事項に記載等すること。
- ・ 避難行動要支援者の性別等により、避難支援等実施者の選定に配慮が必要な事項を記載等すること。

○災害対策基本法

◆第49条の14第3項

(個別避難計画の記載等事項)

個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

◆第49条の10第2項

(避難行動要支援者名簿に記載等事項)

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

○取り組むにあたって

1 早期の作成や更新の実務に着手

- ☑ 条例や地域防災計画等の手続が完了していない場合でも、取組内容が実質的に定まったときは、実施できるところから取組を開始する。
- ☑ 自治体内における必要な予算確保について、適切な時期に速やかに対応する。

2 地域防災計画の変更 取組指針：20ページ以降

- ☑ 個別避難計画の作成・活用方針等を検討し、地域防災計画について、速やかに必要な変更を行うこと。

★避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）

○避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

- ・ 全体の流れ（20ページ～）
- ・ 整理内容（26ページ～）
- ・ 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項（29ページ～）
- ・ 留意事項（31ページ～）

○個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

- ・ 全体の流れ（23ページ～）
- ・ 整理内容（63ページ～）
- ・ 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項（64ページ～）
- ・ 留意事項（66ページ～）

3 個人情報の取扱いやマイナンバーの活用方針について整理

- ☑ **平時から個別避難計画の情報を外部に提供できる旨を市町村が条例により特別な定めを行っている場合、平時からの提供に際し、本人及び避難行動支援等実施者の同意を要しない**ため、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。
- ☑ 番号利用法が改正され、**避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務に当たり、マイナンバーに紐づく情報を活用できるようになり、自治体職員の業務の負担軽減や現状に即した避難支援等が可能**となる。このため、マイナンバーを活用する方針について、番号利用法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例の整備等も含めて整理し、速やかに必要な改正を行うこと。

地区防災計画と個別避難計画の連携

○高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要であり、地区防災計画の役割が重要

■高齢者避難の課題

- ・災害時は高齢者の避難が遅れがち
- ・背景としては、高齢者は情報を受けにくく、かつ情報に対して危機感を持ちにくい実態がある。
- ・このため、高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要

■高齢者避難における地区防災計画の役割

- ・共助による健康加齢者の避難計画を作成し、地域における避難の実効性を高める
- ・住民共通の関心事である防災を入口にして、地域とのつながりづくりに取り組み、防災と福祉の連携を図る

■個別避難計画と地区防災計画の連携

- ・地区防災計画を議論することにより、避難行動要支援者の避難に関心が高まり、個別避難計画の作成、避難支援の実施に協力を得られやすくなる
- ・地区防災計画の避難のタイムラインを個別避難計画の作成に生かすなど、連携して作成し、訓練等を通じて実効性を確保することが重要

■地区防災計画の素案作成への自治体の支援

- ・災害の危険度の高いところから優先的に策定を促す
- ・防災、福祉等の地域の様々な分野の方が関われる環境を整える
- ・好事例づくり、事例集作成等の普及啓発
- ・支援人材を育成する仕組み 等

■県の対応

- ・（**拡**）**地区防災計画等作成モデル事業**
 - モデル地区を指定し、市町村等による計画作成の取組を支援
 - **マニュアルの作成**
- ・（**継**）**防災・福祉対応力向上研修**
- ・（**新**）**個別避難計画作成の中核的な人材育成研修**

- 岡山県地区防災計画等作成モデル事業関係
 - ・令和3年度スケジュール 31ページ
 - ・各モデル地区の取組概要 32～34ページ

- 個別避難計画関係
 - ・個別避難計画作成の取組動画 35～37ページ
 - ・個別避難計画作成の進め方（標準的な流れ・参考） 38ページ

- 参考資料
 - ・計画作成の取組の参考となるホームページ情報 39～43ページ
（地区防災計画・個別避難計画）

全体スケジュール（令和3年度協議会・岡山県）

○取組経過（地区防災計画・個別避難計画関係）

	県モデル事業 (岡山県地区防災計画等作成推進協議会)			国モデル事業 (内閣府)	防災と福祉の連携 (岡山県)
	全体会議 (協議・報告)	笠岡市金浦地区 (地区防災計画)	和気町宮田地区 (地区防災計画)	矢掛町美川地区 (個別避難計画)	研修 (対象：市町村職員)
4月	第1回会議 (4/20)	打合せ・視察 (4/28)	打合せ・視察 (4/22)		モデル事業応募
5月					事業採択
6月	第2回会議 (6/11) (国モデル事業説明)			地元説明会 (6/6)	事業開始、関係者調整、企画立案
7月		第1回部会 (7/13)	第1回部会 (7/30)	視察・第1回部会 (7/17)	企画調整
8月		第2回部会 (8/3)			第1回 (8/2)、第2回 (8/25)
9月			●関係者打合せ (10/1) (10/19) (11/2) ・取組に対する思い (関係者による思い) ・防災まち歩きの検討 ・地区防災計画に掲載 する項目や役割分担 の確認	個別避難計画作成に向けた避難行動要支援者の優先度付け	取組発表 (矢掛町)
10月		第3回部会 (10/12)		第2回部会 (10/2) 第3回部会 (10/23)	第3回 (10/29)
11月		第4回部会 (11/9)			第4回 (11/22)
12月		第5回部会 (12/14)		第4回部会 (12/11)	津山会場×2回 (12/20・12/23) 岡山会場×2回 (12/21・12/24)
1月		第6回部会 (1/18)	●関係者打合せ (1/18) ・地区防災計画の素案 の内容確認 ・避難訓練の検討	関係者協議 (1/28) テーマ：取組の横展開	第5回 (1/6) 岡山会場 (1/17)
2月		第7回部会 (2/8)			第6回 (2/1) 参加自治体と個別に意見交換
3月	第3回会議 (3/18) 取組成果報告		第3回部会 (3/20)		参加自治体と個別に意見交換 第3回会議 (3/18) 取組成果報告

笠岡市金浦地区（令和3年度）

<地区概要>

- 人口：4,622人（世帯数：2,196世帯）
- 作成主体：金浦地区まちづくり自治協議会防災部会
- 作成計画：地区防災計画

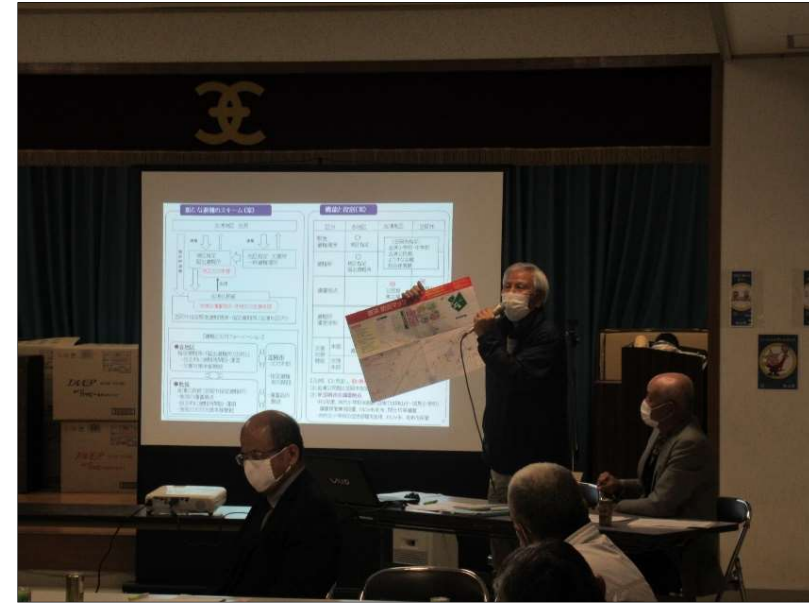
<モデル地区としての取組>

- 部会開催回数7回
- 検討の経過

- ・毎月1回のペースで意見交換やワークショップ形式により話し合いを継続（地区独自の開催もあり）。
- ・各地区の自主防災組織の会長が出席し、防災部会長、防災士を中心に防災マップの見直しを行うとともに、新たな避難体制の構築や自主防災組織を中心とした地域による避難所の開設や運営をテーマに計画作成。
- ・市と連携して個別避難計画を作成しており、情報の更新を行うとともに地区防災計画との整合性を図る。

<地区防災計画（素案）>

- 計画素案が完成し、3月初旬に笠岡市防災会議に対して提案済。



豊富な知識で参加者をリードする防災士



防災マップの見直しについて意見交換する様子

和気町宮田地区（令和3年度）

<地区概要>

- 人口：665人（世帯数：280世帯）
- 作成主体：宮田自主防災会
- 作成計画：地区防災計画



<モデル地区としての取組>

- 部会開催回数3回
- 検討の経過



- ・地区の災害リスクを確認（ワークショップ形式）
- ・地区の強みや弱みを分析（ワークショップ形式）
- ・計画に盛り込むべき項目を整理（県内外の計画を参考）
- ・防災まち歩きの実施（幅広い世代が参加）
- ・非常食の試食、防災グッズ等の展示による啓発
- ・避難訓練や炊き出し訓練の実施

防災まち歩きを行った後、危険箇所等を地図に落とし込む様子

計画の項目

状況整理
役割分担確認

地区名	津山市城西地区 (岡山県)	長野市長沼地区 (長野県)	大洲市三善地区 (愛媛県)	松山市高浜地区 (愛媛県)	計画作成例 (熊本県)	和気町宮田地区 (岡山県)
策定主体	城西 まちづくり協議会	長沼地区 住民自治協議会	三善自治会、三善地区自主防災会	高浜地区 自主防災連合会	-	宮田自主防災会
ハザード	水害（内水氾濫を含む）、土砂決壊、浸水、液状化等	河川氾濫、堤防	内水氾濫、土石流、地すべり	浸水（津波・豪雨）、高潮、土石流、がけ崩れ等	-	河川氾濫、地震
基本方針	○	○	○	○	○	検討結果 (項目に…) <input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 入れない
計画対象地区と避難所及び策定主体	○	○	○	○	○	現在の状況 (検討・作成状況) <input checked="" type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
地区の特性と予想される災害	○	○	○	○	○	計画作成に向けた 役割分担 <input checked="" type="checkbox"/> 地区 <input type="checkbox"/> 役場
各町内の特徴、強み、弱み	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 入れない
組織図	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 入れない
緊急連絡網	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
災害対策配属フロー（タイムライン）	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
避難所運営マニュアル	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
防災体制	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
組織規約	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
防災マップ	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
防災資機材の確保、物資の備蓄	○	○	○	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> 入れる <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済

<地区防災計画（素案）>

- 計画素案は完成

計画に盛り込む項目の整理表

矢掛町美川地区（令和3年度）

<地区概要>

- 人口：1,016人（世帯数：415世帯）
- 作成主体：美川地区自治協議会
- 作成計画：個別避難計画

<モデル地区としての取組>

- 部会開催回数4回
- 検討の経過

- ・地図を使った災害図上訓練
- ・地図にハザードを重ね、危険箇所の確認
- ・計画作成を優先する対象者の選定
- ・個別避難計画及びタイムラインの様式検討
- ・個別避難計画の作成及び地域調整会議の開催
- ・避難訓練の実施 等

<個別避難計画の概要>

- 国が示す手順に沿って、要支援者9人について、福祉専門職が参画し、個別避難計画を作成
- 避難所まで距離を考慮し、車による避難支援

- ①本人（避難行動要支援者）
- ②介護支援専門員
- ③民生委員
- ④避難支援等実施者及び関係者（地域住民及び自主防災組織）



地域調整会議を開催し、要支援者の避難支援の手順等を確認する様子



避難訓練の様子

個別避難計画作成の取組動画

1 内 容

矢掛町美川地区の取組を記録したダイジェスト版（約15分）

2 活 用

市町村職員が実施する出前講座等での説明の際、動画を効果的に活用してもらい、地域住民等に取組の具体的なイメージをつかんでもらうことにより、個別避難計画の作成を促進させる。

3 構 成

- ・計画作成の流れに沿って動画を展開（ステップの補足説明に動画を活用）
- ・動画の中では取組のポイントをテロップ（文字情報）で補足

部 会	進め方	内 容
第1回	講話、ワークショップ	基礎知識の習得や地区の状況把握
第2回	ワークショップ	地区のハザード状況の確認、 計画作成を優先する者の確認、計画様式の検討
第3回	ワークショップ	地域調整会議の開催（避難支援の具体的方法や避難の際に配慮すべき事項等を確認）
第4回	実動訓練	避難訓練の実施（計画の検証）

※上記のほかに計画作成の優先度付けの整理（自治体）、要支援者に対する取組の説明や聞き取り（地区・自治体）、計画様式への基礎情報の落とし込み（自治体）等が行われている。

4 動画キャプチャー



取組の横展開 (モデル事業の実施を通じて)

実際に取組を目にした
ことにより、計画作成
の流れや進め方につい
て理解が深まる

住民主体の取組の
ハードルを下げる結
果となり、計画作成
に着手する地区が生
まれてい
る

他地区の関係者(自治
会役員・民生委員等)
もオブザーバーとして
部会に参加

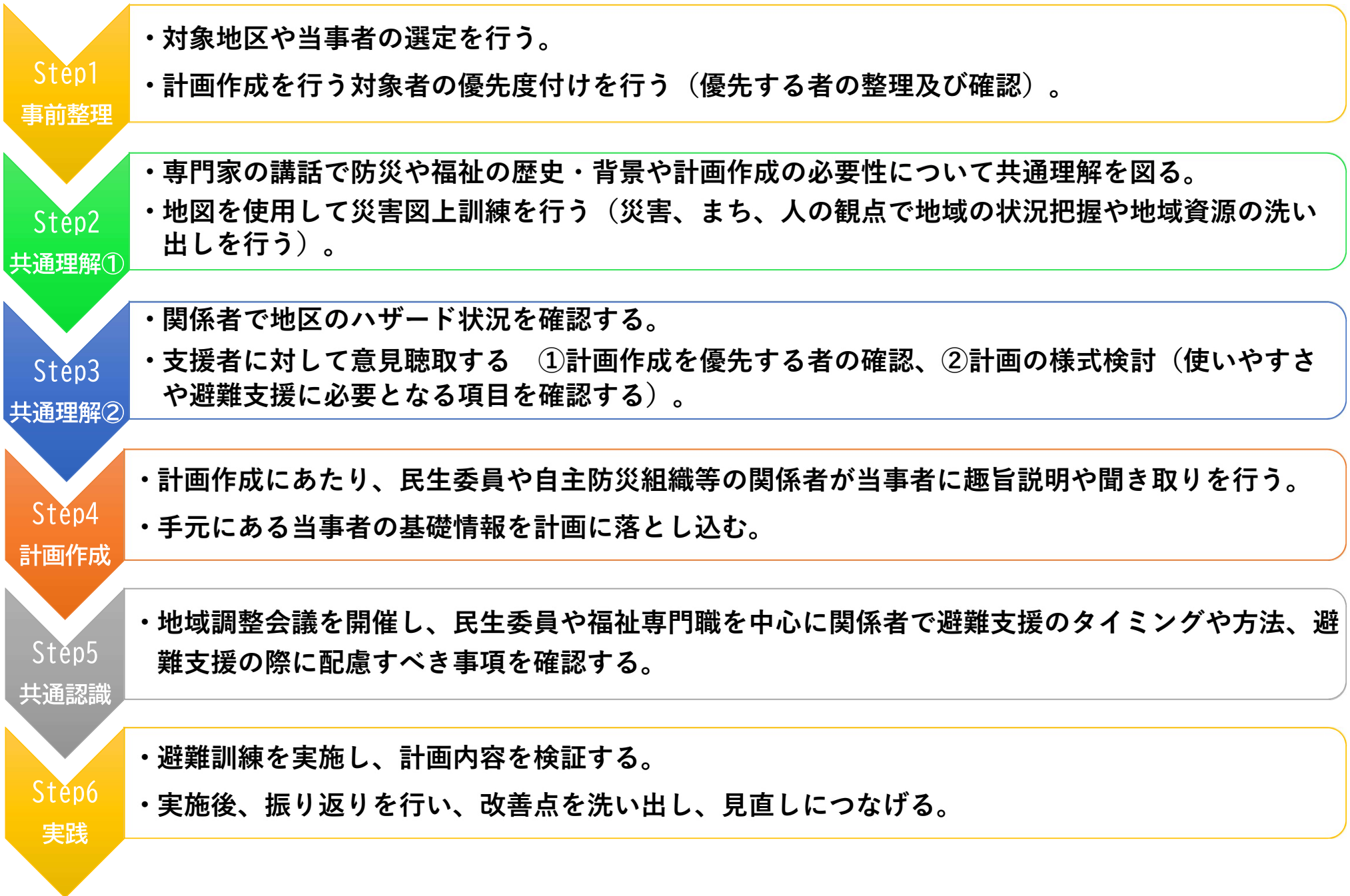
5 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県地区防災計画等作成推進協議会事務局 (岡山県危機管理課内)

電話 : 086-226-7562 / FAX : 086-225-4559

個別避難計画作成の進め方（矢掛町美川地区）



個別避難計画作成の進め方（標準的な流れ・参考）

標準的な流れ (計画作成・補助金事務)	内 容	主な関係者						備 考
		当事者	自主 防災組織	地域 住民	民生 委員	福祉 専門職	市町村 職 員	
Step 1 対象地区や当事者の選定	計画作成の優先度付けの整理 対象となる地区や当事者を選定		●		●		●	
Step 2 防災・福祉対応力向上研修の実施	防災や福祉に関する現状や動向を把握するとともに災害リスクを正しく理解し、避難行動要支援者に対する支援や個別避難計画の作成に必要な知識と技術の習得することを目的に実施。防災部門は福祉分野を、福祉部門は防災分野を重点的に学習（たすき掛け）。		●	●	●	●	●	県委託事業 研修 ・福祉関係者向け ・地域関係者向け 意見交換会
Step 3 当事者力アセスメントの実施	当事者への聞き取りや説明を実施 避難時における事前準備も併せて確認	●	●		●	●		
Step 4 地域力アセスメントの実施	地域の災害リスクの把握や地域で利用できる資源等の確認		●	●	●	●	●	
Step 5 個別避難計画の作成	当事者情報（基礎情報）の計画への落とし込み				●	●	●	
Step 6 地域調整会議の開催	民生委員や福祉専門職を中心に関係者で避難支援のタイミングや方法、避難支援の際に配慮すべき事項等を確認	●	●	●	●	●	●	
Step 7 避難訓練の実施及び振り返り	計画内容を検証するため、避難訓練を実施 実施後、振り返りを行い改善点を洗い出し	●	●	●	●	●	●	
Step 8 個別避難計画の見直し	避難訓練等を踏まえ、計画内容を修正 関係者への計画の提供、市町村への提出	●	●	●	●	●	●	
Step① 補助金申請	市町村に対する個別避難計画の作成経費を支援						●	県補助事業
Step② 補助金支払い	市町村に対する個別避難計画の作成経費を支援						●	県補助事業

○岡山県危機管理課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>

以下の内容が掲載されています。

■岡山県地区防災計画等作成推進協議会

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、地域防災力の向上を図るため、県内での地区防災計画等の作成を推進することを目的とする「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を県と県内全市町村で設置しています。この協議会では、モデル事業として3地区での地区防災計画等の作成を支援し、計画作成過程やノウハウ等を共有することで計画作成が全県的に広がるように取り組みます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/611857.html>

地域で助け合う（共助）

- 岡山県地区防災計画等作成推進協議会
- 令和3年度 岡山県自主防災リーダー研修会を開催しました！
- 令和3年度 避難所対応研修を実施しました。
- 令和3年度岡山県自主防災リーダー研修会（ZOOMによるオンライン研修）を開催します！【受付終了】
- 令和3年度 岡山県自主防災組織リーダー研修会を開催しました！
- 防災・福祉対応力向上研修を実施します！
- 自主防災組織の育成支援（出前講座講師紹介など）
- 令和2年度 岡山県防災・福祉対応力向上研修を開催しました！
- 令和2年度 岡山県自主防災組織リーダー研修会を開催しました！
- 令和2年度 岡山県自主防災リーダー研修会を開催しました！
- 令和元年度 避難所運営対応研修（HIT）を実施しました
- 市町村防災力強化専門研修（要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修）を実施しました
- 令和元年度 岡山県自主防災組織リーダー研修会を開催しました
- 令和元年度 岡山県自主防災リーダー研修会を開催しました！
- 自主防災組織をつくるには

岡山県
Okayama Prefecture Web site

本文へ | サイトマップ | 文字サイズ変更 | 元に戻す | 大きくする | 文字色変更/音声読み上げ

岡山県ホーム | くらし・環境・観光 | 健康・福祉 | 教育・文化 | しごと・産業 | まちづくり | 県政情報

分野で探す | 組織で探す (直通電話番号一覧) | カレンダーで探す

検索

トップページ > 組織で探す > 知事直轄 > 危機管理課 > 岡山県地区防災計画等作成推進協議会

岡山県地区防災計画等作成推進協議会

印刷用ページを表示する 2022年3月25日更新 / 危機管理課

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、地域防災力の向上を図るため、県内での地区防災計画等の作成を推進することを目的とする「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を県と県内全市町村で設置しています。この協議会では、モデル事業として3地区での地区防災計画等の作成を支援し、計画作成過程やノウハウ等を共有することで計画作成が全県的に広がるように取り組みます。

※地区防災計画 市町村の一定の地区の居住者が共同して実施する自発的な防災活動に関する計画

岡山県地区防災計画等作成推進協議会規約 [PDFファイル/91KB]

○地区防災計画

みんなでつくる地区防災計画（内閣府防災情報のページ）

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/>

以下の内容が掲載されています。

■地区防災計画ガイドライン

地区居住者等が、地区防災計画について理解を深め、地区防災計画を実際に作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるように、制度の背景、計画の基本的な考え方、計画の内容、計画提案の手続、計画の実践と検証等について説明

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf>

■地区防災計画の素案作成支援ガイド

地方公共団体の職員が、地区防災計画をより理解し、その実施の取組を支援できるよう、職員からの地区防災計画に関する質問を踏まえ、職員が抱きやすい疑問等に答えるもの

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/sienguide.pdf>



○地区防災計画

みんなでつくる地区防災計画（内閣府防災情報のページ）

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/>

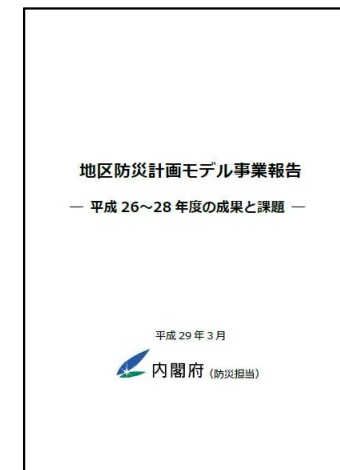
以下の内容が掲載されています。

■地区防災計画モデル地区の取組

津山市城西地区
の取組掲載

地区防災計画制度を広く全国に展開させる観点から市町村と連携してコミュニティレベルで防災活動に取り組んでいる地区（モデル地区）を選定し、地区防災計画の作成や防災訓練等の支援した成果報告

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>

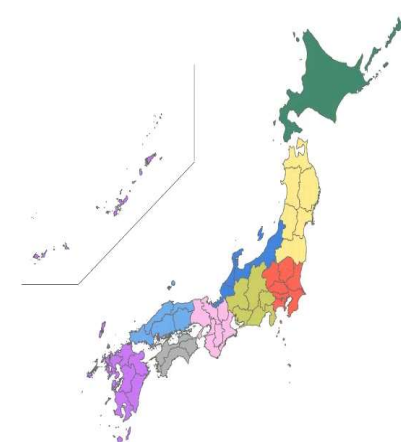


■地区防災計画ライブラリー

地区防災計画の策定に向けた活動を促進するため、これから地区防災計画の策定を目指す方々や、既に策定された地区防災計画の更なる改善を目指す方々に向け、令和元年度末時点で地域防災計画に反映された地区防災計画のうち、181事例を地域別・テーマ別に計画の原文を掲載

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>

[知る] 関心のある地域を日本地図からクリック



○避難行動要支援者の避難行動支援に関すること（内閣府防災情報のページ）

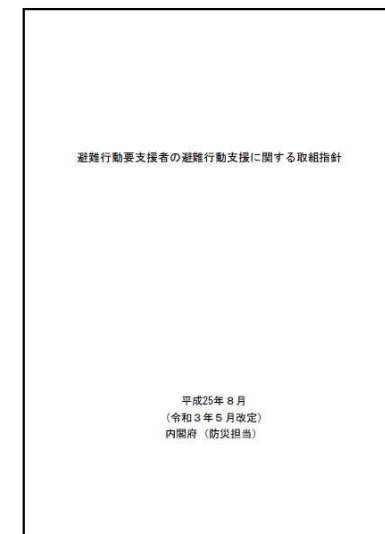
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

以下の内容が掲載されています。

■避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月）

災害対策基本法が令和3年に改正（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）：5月10日公布、20日施行）されたことを受け、事務の参考となるよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表

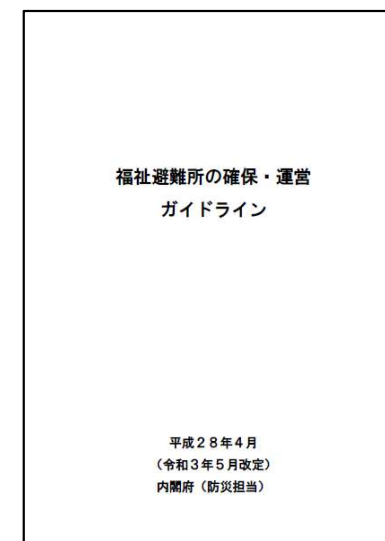
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>



■福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）

災害対策基本法が令和3年に改正（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）：5月10日公布、20日施行）されたこと等を受け、事務の参考となるよう「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定・公表

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf



○避難行動要支援者の避難行動支援に関すること（内閣府防災情報のページ）

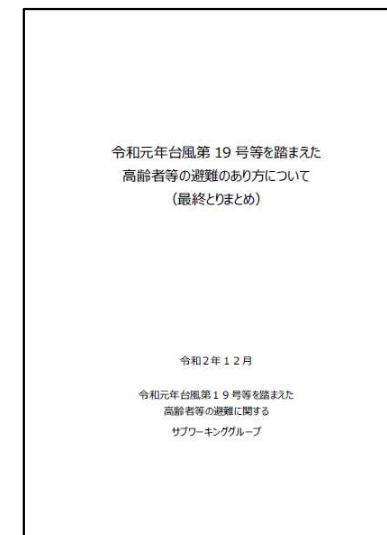
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

以下の内容が掲載されています。

■令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等の過去の災害を教訓として、激甚化・頻発化する水害・土砂災害に対し、高齢者等の避難等を検討することを目的としてワーキンググループ、サブワーキンググループを開催

https://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf



■令和3年度個別避難計画作成モデル事業

岡山市・岡山県参画

令和3年度に個別避難計画の作成促進に資する効果的・効率的な手法を構築し、全国に展開するため、自治体において個別避難計画の作成プロセスを構築する取組を支援する個別避難計画作成モデル事業を実施

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

個別避難計画作成モデル事業（概要）

○ 令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。（事業を実施するモデル団体は、市町村事業34団体、都道府県事業18団体）

<内容>

- 1 モデル事業の実施（効果的・効率的なモデルの創出・展開）
モデル事業は、①市町村が実施する「市町村事業」（特別区も市町村事業の対象となる。）、②都道府県が①の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。
- 2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供
定期的に①、②の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。
- 3 成果の普及（内閣府ポータルサイト立上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など）
本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

<1-①モデル事業応募の必須要件>

(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
※事業の間に関係部署の取組も合わせて進める場合は、都道府県についても、防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
(B) 地域の介護・福祉に関する組織団体等、行政の関係者と連携した取組であること。
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。
(D) 個別避難計画を実際に作成すること。

<1-②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

応募の必須要件に加え、地域の実情に応じた特色のある取組を行う。

- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの
- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの
- 最先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効果的な手法に関するもの
- 大人数・地域出入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 地区防災計画との連携に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・選考や避難支援要支援者の確保に関するもの

<スケジュール>

日程	内容
令和3年5月～令和4年3月まで	事業実施期間
6月15日（火）	キックオフミーティング
6月30日（水）	合同研修会
7月以降	ノウハウ共有ミーティング
令和4年3月	成果発表会